

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(水害編)

平成29年9月

紋別市

目 次

1	避難勧告等の対象とする水害	1
2	避難勧告等の対象とする水害の危険性がある区域	2
3	避難勧告等を判断する情報	3
4	河川の水位と発表される洪水予報等	4
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6～8
7	避難勧告等の解除の判断基準	8
8	助言を求めることのできる機関	9
9	避難勧告の伝達方法	10
10	避難勧告等の伝達文	11～12

1 避難勧告等の対象とする水害

本マニュアルで避難勧告等の対象とする水害は、立ち退き避難が必要となる洪水予報河川による氾濫を基本とする。ただし、これ以外の小河川及び下水道であっても、浸水深が局所的に深くなることが見込まれる場合等は、必要に応じて避難勧告等の発令対象とする。

<対象（立ち退き避難が必要な災害の事象）>

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水が溢れたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 地下・半地下に氾濫した水が流入することが予想される場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続することが予想される場合

<対象外（立ち退き避難の対象とならない事象）>

以下については、立ち退き避難ではなく屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。ただし、地下・半地下等に氾濫水が流入するおそれのある場合等、命を脅かすほどの深い浸水深となる場所については、立ち退き避難が適切な避難行動となる。

■ 短時間で局地的な大雨

→ 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。

■ 中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域

→ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない。

■ 浸水深が浅い内水氾濫

→ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がほとんどない。

2 避難勧告等の対象とする水害の危険性がある区域

水害で避難勧告等の対象となる区域は、「紋別市洪水ハザードマップ」や「各河川の洪水浸水想定区域図」を基本とするが、発令時の河川状況、堤防の決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を基本とする。そのうち、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

(1) 比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- ・堤防から水が溢れたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難する）

(2) 山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流により家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- ・川沿いの家屋

(3) 河川の氾濫区域内の地下、半地下の空間や建物

- ・建物の地下部分
- ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含む。

(4) 洪水予報河川及び水位周知河川となっていない小河川や下水道

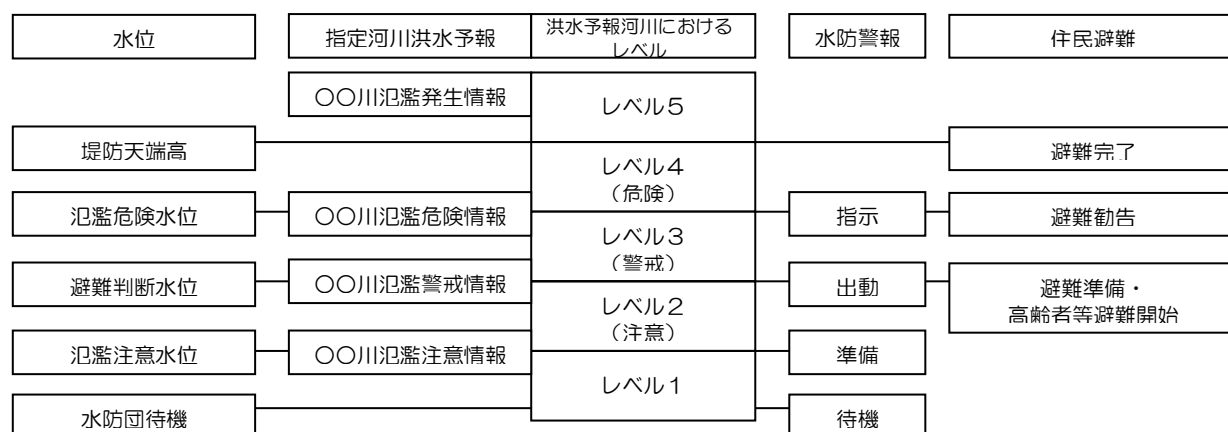
- ・最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋の場合

※氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的に立ち退き避難は必要ないが、上記の場合や個別に地域を確認する必要がある。

3 避難勧告等を判断する情報

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。	《北海道情報防災システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁HP》
大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	http://www.jma.go.jp/jma/ 《防災情報提供システム》 https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW 必要)
大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。	
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	
指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 http://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 http://city.river.go.jp/title_city.html (ID/PW 必要)
水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》
流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものの。	《防災情報提供システム》
規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものの。	《防災情報提供システム》
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台が適時発表される。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》

4 河川の水位と発表される洪水予報等



○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。
- ②避難判断水位 氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。
- ③氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

■指定河川洪水予報

- ①氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ②氾濫警戒情報 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれた時
- ③氾濫危険情報 氾濫水位に到達した時
- ④氾濫発生情報 氾濫が発生した時

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)
避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・水害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。(ただし、水位周知河川、小河川、下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である) ・小河川や下水道等(避難勧告発令を対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。
避難指示 (緊急)	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

6 避難勧告等の発令の判断基準

本マニュアルの対象となる河川及び水位観測所等は以下のとおり。

種類	水系	河川名	水位観測所	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
洪水予報河川	渚滑川水系	渚滑川	渚滑橋	3.20m	4.30m	4.50m
			上渚滑	37.90m	39.10m	39.50m
その他河川	藻別川水系	藻別川	中藻別	13.50m	m	14.21m

(避難勧告などの発令判断基準)

区分	状況	基準	対象地区
		(次のいずれかに該当した場合に発令する)	
避難準備・高齢者等避難開始	日中	① マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③ 堤防の漏水・侵食等が発見された場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域
	夜間・早朝	① 予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ② 台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合	

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
避難 勧告	日中 夜間・早朝	① マニュアル対象河川の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、水位が堤防天端高を超えることが予想されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合 ----- ① 判断する時刻（夕刻）で、マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報及び降水短時間予報等で、上流域で引き続き降雨が予想される場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域
避難指示 (緊急)		① マニュアル対象河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・氾濫のおそれのある場合） ② 堤防の異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越水・氾濫の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	

<p>【内水氾濫に対する避難情報】</p> <p>洪水予報河川の避難判断は、堤防から水が溢れたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水氾濫では、下水道の処理能力を超える降雨があったり、洪水予報河川の水位上昇によって排水機の運転が停止されたり、機能が低下したりすることで、浸水が発生する場合はほとんどである。</p> <p>このため、内水氾濫地域で浸水深が深く、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、総合的な状況を勘案し、避難情報を発令する。</p>	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域
--	------------------------

【中小河川における避難情報の判断基準】

《避難準備・高齢者等避難開始》

次のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

- 洪水警報若しくは大雨警報（浸水害）が発表され、降り始めからの累積雨量が50mmに達し、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。
- 1時間雨量が30mmを超え、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。

《避難勧告》

次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令条件に加え、市巡回担当職員から住民等の避難の必要性に関する通報があった場合。
- 避難準備・高齢者等避難開始の発令条件に加え、浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。

7 避難勧告等の解除の判断基準

《渚滑川・藻別川》

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんど無い場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川の氾濫するおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他の小河川》

当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 0152-44-6891 （休日・夜間：0152-43-4348）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、水象に関する事。
網走開発建設部治水課 0152-44-6470	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国管理河川施設に関する事。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事。
オホーツク総合振興局 網走建設管理部事業室治水課 0152-41-0736	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道管理河川施設に関する事。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事。
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 0152-41-0625	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報及び被害情報に関する事。 ・ 避難対策に関する事。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ		PCユーザー等
	緊急速報メール		対象エリアの住民等
	登録制メール（メール@もんべつ）		登録者
	広報車		住民等（巡回ルート）
	電話又はFAX		対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署
消防サイレン吹鳴 （避難勧告又は避難指示（緊急）発令の際に吹鳴）		市役所庁舎、消防団庁舎（元紋別、渚滑、上渚滑、沼の上、小向）	
紋別地区消防組合 消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	電話又はFAX		消防団（個別伝達）
保健福祉部	電話又はFAX		要配慮者施設
教育委員会	電話又はFAX		学校等

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- ○○川の水位が避難判断水位に到達したため、○時○分に○○町○○丁目に○○川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ○○町○○丁目にお住まいの方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、避難場所へ避難して下さい。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- ○○川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、○時○分に○○町○○丁目に○○川に関する避難勧告を発令しました。
- ○○町○○丁目付近にお住まいの方は、指定緊急避難場所へ避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- ○○川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、○時○分に○○町○○丁目に○○川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- ○○地区で堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。
○○地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難して下さい。

(4) 緊急速報メールの文例

紋別市：避難勧告

00/00 00：00

地区：〇〇地区

避難場所：〇〇小学校、〇〇会館

理由：〇〇川氾濫のおそれ

備考：〇〇地域の〇〇地区にお住まいの方は、指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(水害編)

作成：紋別市総務部庶務課
(危機対策担当)

Tel 0158-24-2111 (内線 207)